

平成 29 年第 9 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 29 年 12 月 5 日 (火曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
 - 1) 定期監査の報告
 - 2) 例月出納検査の報告 (平成 29 年 10 月分)
 - 3) 平成 29 年度第 2 回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
 - 4) 平成 29 年第 2 回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告
 - 5) 平成 29 年第 2 回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告
 - 陳情上程 (委員会付託)
- 第 5 陳情第 7 号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情
- 第 6 陳情第 8 号 消費税 10% に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情
- 第 7 陳情第 9 号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書
- 第 8 陳情第 10 号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書
- 第 9 陳情第 11 号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情
- 第 10 陳情第 12 号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情
 - 議案上程・審議 (説明～質疑～討論～表決)
- 第 11 同意第 21 号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案上程 (説明)
- 第 12 議案第 63 号 美郷町薬用植物栽培推進基金条例の制定について
- 第 13 議案第 64 号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 65 号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 66 号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 第16 議案第67号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第68号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第69号 美郷町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第70号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第20 議案第71号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第72号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第73号 指定管理者の指定について
- 第23 議案第74号 指定管理者の指定について
- 第24 議案第75号 指定管理者の指定について
- 第25 議案第76号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第6号
- 第26 議案第77号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第27 議案第78号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号
- 第28 議案第79号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	高 橋 薫 君	企 画 財 政 課 長	本 間 和 彦 君
税 務 課 長	齊 藤 敦 子 君	住 民 生 活 課 長	小 原 隆 昇 君
福 祉 保 健 課 長	高 橋 久 也 君	農 政 課 長	高 橋 穰 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	鈴 木 忠 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西 鳥 羽 裕 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君	生 涯 学 習 課 長	高 橋 一 久 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	小 田 長 光 仁	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 圭 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開会及び開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第9回美郷町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、泉 美和子君、6番、森元淑雄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日12月5日から14日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、森元淑雄君、登壇願います。

(議会運営委員長 森元淑雄君 登壇)

○議会運営委員長（森元淑雄君） 改めまして、おはようございます。

議会運営委員会から、ご報告を申し上げます。

11月28日招集告示されました平成29年第9回美郷町議会定例会に当たり、翌29日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしましたので、ご報告をいたします。

初めに、本定例会の会期は本日12月5日から14日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日は議長の諸般の報告及び町長の招集挨拶並びに行政報告があり、陳情を上程し、委員会に付託をいたします。次に、同意第21号を上程し、質疑・討論・表決を行い、その後、議案第63号から議案第79号までを上程し、終了の予定です。

12月6日から12日までは休会とします。

なお、一般質問の通告締め切りは7日正午とし、12月8日・11日及び12日には必要に応じて関係常任委員会を開催し、陳情等の審査を行う予定です。

12月13日は午前10時から本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

12月14日は午前10時から本会議を再開し、議案第63号から議案第79号までの質疑・討論・表決を行い、その後、陳情の審査結果について委員長の報告、質疑・討論・表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より定期監査の結果報告がありました。

2として、町の監査委員より例月出納検査平成29年10月分の結果報告がありました。

3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より平成29年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より平成29年第2回大仙美郷環境事業組合議会定例会の概要報告がありました。

5として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より平成29年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（澁谷俊二君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成29年第9回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げます。

初めに、会計検査院より平成25年度から平成27年度まで実施した乳幼児一時預かり事業に係る補助金・交付金について、過払いがあったとの指摘がありました。町としては、適宜、県に相談するとともに県を通じて所管省庁への確認依頼などをして、この補助金等の申請事務を行っておりましたが、このたびの国の指示に従い、国庫補助金等を返還することとなりましたので、ご報告いたします。

返還する補助金等の額は、国庫分が847万1,000円、県費分が486万5,000円で、今回の補正予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、11月9日から12日にかけて秋田県が主催する海外トップセールス・タイ王国派遣事業に、県知事及び県庁関係職員とともに参加してまいりましたので、ご報告いたします。

滞在中は秋田県とタイ王国観光庁が行った観光客の誘致、企業誘致、相互の物産の販路拡大等についての交流趣意書の締結式に同席したほか、バドミントン関係ではタイ王国スポーツ庁と秋田県が取り交わしたスポーツ交流に関する基本合意書の締結式に同席しました。また、バンコク市内のバドミントン練習施設の視察や物産のトップセールスなどを通じてタイ王国とのさらなる関係強化や交流促進に向けた意見交換を行ってまいりました。

このほか、タイ王国との交流関係では、9月24日から30日にかけて、タイ王国バドミントンナショナルチーム18人が美郷町で合宿を行いました。滞在中は北都銀行や七十七銀行の選手と一緒に練習を行ったほか、美郷中学校バドミントン部にバドミントンクリニックを開催し、世界の第一線で活躍している選手との交流を図ったところです。

また、10月1日から31日の日程で開催した「タイ王国文化展」では、初日に在東京タイ王国大使館公使のチューチャーイ・チャイワイウィット氏や国立民俗学博物館長吉田憲司氏など、多くの関係者のご臨席をいただき、オープニングセレモニー、歓迎レセプションを開催しました。その中でチューチャーイ・チャイワイウィット公使からの記念講話を、国立民俗学博物館教授の平

井京之介氏からはギャラリートークをしていただきました。期間中は小・中学生を含む1,361人の方々が来館し、異文化に触れるよい機会となったところです。

なお、9月29日、タイ王国より今回の町の取り組みに対して協賛金をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

次に、1月17日から21日にみずほの里サイクリングコースの誘致活動等を行うため、仙北市長及び大仙市長とともに台湾トップセールスを実施することになりましたことを、ご報告いたします。このトップセールスでは、台湾国内の旅行会社や観光協会等を訪問し、台湾人観光客の誘致活動を行うほか、高尾市内で開催される秋田県主催の秋田観光フェアにおいて、本町の特産品をアピールしてまいります。

なお、その間、危機管理、その他緊急事案に対処するため副町長が本職を代理いたします。

次に、第2次美郷町総合計画における「リーディングプロジェクト」について、ご報告いたします。

1つ目は「豊かさ実感プロジェクト」についてですが、美郷町清水周辺環境整備・保全計画の実施状況は、土崎字土崎林地区の大清水に散策路や親水デッキの設置等と土崎字元屋敷地区の野際清水には土どめ板柵、安全柵の設置等の整備を行いました。

11月3日、美郷町公民館において「第9回水の郷シンポジウム」を開催しました。講師に気象予報士の村木祐輔氏をお招きし、近年の気象と水、災害の関係について、ご講演をいただいたほか、千畑小学校5年生と美郷中学校総合科学部の研究発表を行いました。

2つ目は「活力創出プロジェクト」についてですが、10月9日、NPO法人みさぼーととの共催で「薬樹の森づくり活動植樹事業」を開催し、町民及び東京生薬協会の関係者約100人が参加し、ホオノキ約100本を旧花岡スキー場に植樹しました。また、10月20日から31日にかけて、一昨年に定植した甘草と昨年定植したキキョウの収穫作業を行いました。今後は、これらの結果を踏まえた栽培暦や経営指標の作成を行うとともに、平成30年度以降の本格出荷を目指し、関係機関と協議を行ってまいります。

なお、11月21日、株式会社龍角散より、町で取り組んでいる甘草、キキョウ等の薬用植物栽培について、継続的な事業推進と農家の栽培支援に役立てていただきたいという趣旨で寄附の申し出がありましたので、ご報告いたします。

このことに関連し、本定例会において、この寄附金を積み立て、基金の用途を特定するとともに継続的・長期的に活用させていただくための条例案を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

10月14日・15日におおた商い観光展及び友好都市ふれあい広場が、11月4日・5日にOATふれあいフェスタが、それぞれ大田区内で開催されました。また、10月26日・27日にはJR新橋駅付近の2会場で開催された「全国交流物産展 in 新橋」に北海道中富良野町とともに出店し、それぞれのイベントを通じ、町内産品の物販及び観光PRなどを行いました。

3つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、10月6日・7日に今年度2回目となる「ごはんの教室&農業体験のすすめ」を東京都大田区池上会館で開催しました。両日合わせて60人の参加があり、町内産農産物や美郷町の水を使用した町内産あきこまちの新米の試食などを行い、本町の魅力をPRしました。

10月21日から23日に北海道中富良野町から副町長初め町職員など4人が来町し、道の駅雁の里せんなんで物産販売などを行いました。今後もラベンダーを基軸としながら相互の地域資源を活用した交流を進めてまいります。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに、総務課関係ですが、11月6日、美郷町功労者表彰式を開催し、永年にわたり町政の発展に寄与された2人の方を特別功労者、13人の方を功労者としてそれぞれ表彰いたしました。

今年度の新規職員採用試験については、一般行政職、保健師及び幼稚園教諭・保育士合わせて46人が受験し、7人を任用候補者名簿に登録しました。

住民生活課関係ですが、10月2日から販売を開始した「メモリアル婚姻届」については、11月末日まで15セットを販売しております。町外からの買い求めや問い合わせも寄せられており、今後も美郷町をアピールするきっかけとして活用してまいります。

福祉保健課関係ですが、9月19日に美郷町役場で「認知症早期発見事業 気づきの輪」の協定式を行いました。この協定は事業者の協力により認知症の早期発見につなげるとともに地域の支え合い、気づきあいの輪を広げていくもので、現在は10事業者と協定を締結しています。

セルフケア推進事業の一環として、10月10日、町内3カ所にウォーキングコースを設定しました。3カ所のスタート地点に距離や所要時間、消費カロリーなどを記載した案内看板を設置しており、来春からウォーキングコースを活用した健康教室等の開催を予定しております。

また、セルフケアに関する講演会として、10月31日に「元気になる講演会」と題した介護予防講座を、11月11日に美郷町医療協議会と連携で医療講座を、11月22日に「こころとからだの健康づくり」と題した講演会をそれぞれ開催しております。

商工観光交流課関係ですが、11月3日、美郷総合体育館リリオスにおいて美郷町技能功労者表彰式を開催し、町内の技能者7人の方を表彰いたしました。

農政課関係ですが、ことしの米の作況指数は97の「やや不良」と発表され、11月17日現在の主食用米の出荷状況は、町全体では約23万6,000俵、1等米比率は98.8%となっております。

11月3日、「美郷フェスタ2017」を美郷総合体育館リリオス、美郷町公民館、南ふれあい館の3会場で開催しました。衆議院の解散により急遽日程を変更しましたが、天候にも恵まれ、7,300人を超える方々が来場されました。

有害鳥獣駆除の状況についてですが、ツキノワグマの出没が全県各地で相次ぎ、本町においても11月末現在で13頭の熊が捕獲され、昨年の捕獲数15頭に迫る数となりました。目撃情報も21件あり、今後も鳥獣被害対策実施隊や警察と連携し、被害防止のため適切な対策を講じてまいります。

建設課関係ですが、11月6日、除雪出発式を北除雪センター車庫で行い、作業従事者や交通関係者ととも作業の安全について祈願しました。今年度、新規に購入した除雪ドーザ1台を含め、除雪機械76台で車道約465キロメートル、歩道約52キロメートルの道路除排雪を行ってまいります。

9月から11月末までの主な工事発注状況については、道路維持工事3件、道路改良工事5件、舗装補修工事2件、歩道整備工事1件、橋梁補修工事1件、公営住宅改修工事2件、公園補修工事1件、用地測量委託業務2件を発注済みです。また、水道関係では六郷畑屋地区の東部浄水場取水施設整備工事1件、浄水場計器交換工事1件を発注済みです。

教育総務課関係ですが、大小島真木さんによる仙南小学校の壁画が完成し、9月8日に除幕式を行いました。制作期間中、子供たちは作品が日々変化していく様子を興味深く見つめていたようで、大小島さんとの交流も相まって印象に残る体験になったようです。

教育推進課関係ですが、10月19日、美郷中学校で新たな事業として中学校入学期に感じる不安や緊張を和らげることを目的に「美郷キッズわくわく交流会」を開催しました。町内3つの小学校の5・6年生が学校の枠を超えて互いに協力しながら活動をするを通して、同じ美郷町の小学生であるという仲間意識や中学校生活への期待感が高まりました。

生涯学習課関係ですが、地方創成事業の一つである「美郷カレッジ」を9月30日から11月11日まで3回開催しました。テーマを「育、そだてる・はぐくむ」とし、名古屋工業大学副学長の江龍修氏、大原美術館名誉館長の大原兼一郎氏と元秋田県立近代美術館館長で静嘉堂文庫美術館館長の河野元昭氏、秋田大学名誉教授で秋田県立博物館名誉館長の新野直吉氏を講師にお迎えし、工学テーマから芸術文化と癒しの関係など幅の広い分野で示唆に富んだ講演をしていただきました。

10月1日、第4回目となる秋田25市町村対抗駅伝「ふるさとあきたラン！男鹿大会」が開催されました。9区間31キロメートルに25市町村34チームがエントリーし、美郷町は町の部で1位、総合で5位の好成績をおさめました。

11月12日、美郷町学友館で「美郷町読書フェスタ」を開催しました。当日は澁谷デザイン事務所の澁谷和之さん、すずらん舎の澁谷香織さんご夫妻を講師に迎え、ブックカバー講座を開催したほか、ミズモの折り紙作成やトレジャーハンティングなどを行いました。あわせて「心に残った本の紹介コンクール」に応募いただいた全691作品を展示し、各部門の最優秀賞に輝いた8人の方を表彰いたしました。

11月9日、発掘調査をしておりました六郷東根の四天地地域において後三年合戦と同時期の「かわらけ」がまとまって出土しました。「かわらけ」とは古代や中世において祭祀や宴会で使われた使い捨ての杯や皿のことで、高貴な者にしか用いられることのない土器です。県内で11世紀の「かわらけ」がまとまって出土しているのは横手市の大鳥井山遺跡と秋田市の虚空蔵大台滝遺跡の2遺跡だけです。美郷地区においても後三年合戦期の有力者が存在していた可能性を裏づける大変貴重な考古学資料と推察され、今後の資料の活用について検討してまいりたいと思います。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

同意第21号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてですが、枝川慶悟氏を新たに教育委員に任命したく同意を求めるものです。

議案第63号 美郷町薬用植物栽培推進基金条例の制定についてですが、薬用植物栽培の推進を図るため、美郷町薬用植物栽培推進基金を設置することとし、その設置に必要な事項を定めるためお諮りするものです。

議案第64号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第65号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について、議案第66号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第67号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当に関する規定を改正したくお諮りするものです。

議案第68号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、一般職の職員の勤勉手当に関する規定を改正したくお諮りするものです。

議案第69号 美郷町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてです

が、土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第70号 美郷町営住宅条例の一部改正についてですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第71号から議案第75号までの指定管理者の指定についてですが、美郷町道の駅雁の里農業振興施設、美郷町手づくり工房湧子ちゃん、美郷町ニテコ名水庵、美郷町あったか山直売所及び美郷町宿泊交流館を管理運営する指定管理者及びその指定期間についてお諮りするものです。

議案第76号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第6号についてですが、町民税及び地方債の借入額の変更等による増額、公共施設整備基金繰入金の減額、水道事業会計繰出金の増額、大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金の増額及び給与改定による人件費の調整等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第77号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてですが、一般会計繰入金の減額及び一般被保険者の高額療養費の増額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第78号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号についてですが、給与改定に伴う人件費の調整及び汚泥処理委託料の増額等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第79号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第3号についてですが、営業外収益、営業費用及び出資金の減額に伴う収入支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

◎陳情第7号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、陳情第7号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める意見書採択についての陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第7号については総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第8号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、陳情第8号 消費税を10%に増税することを中止することを国に求める意見書採択に関する陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第8号については総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第9号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、陳情第9号 「介護保険制度の改善、介護報酬の引き上げ、介護従事者の処遇改善と確保を国に求める」意見書提出の陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、陳情第9号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第10号の上程、委員会付託

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、陳情第10号 国民健康保険都道府県単位化に係る秋田県への意見書提出の陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、陳情第10号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第11号の上程、委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、陳情第11号 米の生産費を償う価格下支え制度を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、陳情第11号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎陳情第12号の上程、委員会付託

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、陳情第12号 種子法廃止に伴う万全の対策を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認め、陳情第12号については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎同意第21号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第11、同意第21号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読します。

(事務局長朗読)

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 枝川氏は人格識見が高く、広く社会の実情に通じております。また、2児のお子さんの保護者でありますので、その観点から本町の教育振興に寄与いただくことが期待されます。

よって、枝川氏を教育委員会委員として同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

同意第21号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第21号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、同意第21号 美郷町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案に同意することに決しました。

◎議案第63号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第12、議案第63号 美郷町薬用植物栽培推進基金条例の制定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長課長。

○農政課長(高橋 穰君) 議案第63号について、ご説明いたします。

町で取り組んでいるカンゾウ、キキョウ等の薬用植物栽培について、継続的な推進と農家の栽培支援等に役立てていただきたいという趣旨で、このたび株式会社龍角散から寄附の申し出がございました。そこで、この寄附金をもって用途を特定し、継続的長期的に薬用植物栽培の推進を

図るため美郷町薬用植物栽培推進基金を設置することとし、その設置に必要な事項を定めるため提案するものでございます。

4ページ、別紙条例（案）をごらんください。

第1条では基金の設置を目的を、第2条では積み立てる財源について規定しております。第3条から第5条では基金の管理及び運用について規定しております。第6条では基金の使途や処分について規定しております。第7条では、この条例の施行に関する町長への委任について規定しております。

なお、附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第63号の説明が終わりました。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第13、議案第64号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第64号について、ご説明申し上げます。

提案理由であります。雇用保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたため、所要の規定を改正するため提案するものでございます。

今回の改正は、条例で定めることとされている育児休業の期間の再度延長ができる特別な事情等について条例の一部を改正するものでございます。

主な条例の改正内容ですが、再度の育児休業することができる場合及び育児休業期間の再度延長できる特別な事情について、保育所などにおける保育の利用を希望し、申し込みを行っているが当面その実施が行われない場合について、いわゆる保育園などに入れられない場合についても特別な要件として追加したものでございます。

改正条文は8ページ・9ページにございますが、議案資料集1ページからの新旧対照表にて説明いたしますので、お聞き願います。

第2条及び3ページ第2条の4については、非常勤職員の育児休業の期限について、保育園な

どに入れない場合、2歳まで育児休業の再延長が可能となる規定であります。

3ページから5ページまでの第3条・第4条・第10条の関係については、再度の育児休業することができる場合、育児休業期間の再度延長ができる場合及び再度の育児短期時間勤務をする場合の特別な事情について保育園などに入れない場合の要件を追加したものでございます。

そのほか、第2条の3、第2条の5関係については、条文の修正であります。

この条例は公布の日から施行するものでございます。以上であります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第64号の説明が終わりました。

◎議案第65号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第65号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第65号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、平成29年度の人事院勧告並びに秋田県人事委員会の勧告に倣うとともに県及び県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当を平成29年12月支給にさかのぼり、支給率を改定するとともに30年度以降の6月・12月の支給率を平準化するものというものでございます。

内容ですが、改正条文は12ページですが、議案資料集の6ページの期末手当の支給割合を掲載した表にて説明させていただきます。

現行の12月支給月の支給率100分の152.5を0.05カ月引き上げし、平成29年12月にさかのぼり100分の157.5とするものです。平成30年4月以降については、支給率の平準化を図るため、6月支給率を100分の150に、12月支給率を100分の155にするというものでございます。

なお、新旧対照表は7ページとなっております。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第65号の説明が終わりました。

◎議案第66号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第66号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第66号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、議案第65号同様に平成29年度の人事院勧告並びに秋田県人事委員会の勧告に倣うとともに県及び県内の他市町村の動向を踏まえ、期末手当を平成29年12月支給にさかのぼり、支給率を改定するとともに30年度以降の支給率を平準化するというものというものでございます。

それでは、改正内容ですが、改正条文は14ページでございますが、議案資料集にて説明いたしますので、議案資料集の6ページの期末手当支給割合の表をごらんください。

期末手当の改正内容は議案第65号と同様で、平成29年12月にさかのぼり、0.05カ月引き上げとし、平成30年4月以降については、支給率の平準化を図るというものでございます。

なお、新旧対照表は8ページとなっております。以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第66号の説明が終わりました。

◎議案第67号の上程、説明

○議長(澁谷俊二君) 日程第16、議案第67号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(澁谷俊二君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋 薫君) 議案第67号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、議案第66号同様に教育長についても期末手当の支給率を改定したく提案するものでございます。

改正内容ですが、改正条文は16ページでございますが、議案資料集にて説明いたしますので、議案資料集の8ページの期末手当の支給割合の表をごらんください。

期末手当の改正内容は、議案第66号と同様で平成29年12月にさかのぼり、0.05カ月引き上げとし、平成30年4月以降については支給率の平準化を図るものでございます。

なお、新旧対照表は9ページとなっております。以上でございます。

○議長(澁谷俊二君) これで、議案第67号の説明が終わりました。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第17、議案第68号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 薫君） 議案第68号について、ご説明いたします。

提案理由ですが、10月に秋田県人事委員会より給与改定についての勧告が行われ、本町においても職員の給与について人事委員会の勧告に準じた改正をしたく提案するものでございます。

人事委員会の勧告の概要ですが、議案資料集10ページをごらんいただきたいと存じます。

勧告のポイントですが、勤勉手当を引き上げするというもので、県内の民間のボーナス支給割合に合わせ、年間総支給額4.10月を4.15月に引き上げるもので、民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当を0.05カ月引き上げとするものでございます。

それでは、改正内容を説明いたします。改正条文は18ページ、新旧対照表は議案資料集11・12ページとなっておりますが、議案資料集10ページ中段の美郷町一般職職員の給与に関する条例改正の概要にて説明いたします。

勤勉手当の改正ですが、勤勉手当の平成29年12月期を遡及し、0.05カ月引き上げし、0.8カ月とし、平成30年度以降については、支給率の平準化を図るため、年間1.55月分の支給率を変えずに6月期・12月期ともに0.75月分とするものでございます。

なお、再任用職員についても同様に0.05カ月引き上げるもので、支給割合は概要のとおりでございます。以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第68号の説明が終わりました。

◎議案第69号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第18、議案第69号 美郷町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 稔君） 議案第69号について、ご説明いたします。

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

改正内容につきまして、議案資料集13ページの新旧対照表をごらんください。

第2条第4項は土地改良事業完了後の転用農地に係る事業費の賦課について規定しているものでございますが、この中で工事が完了した場合、その旨を公告しなければならないとされる根拠規定であるところの土地改良法の条項が法律の改正により第113条の3第3項に繰り下がったことにより改めるものでございます。

議案集20ページ、別紙をお願いいたします。

第2条第4項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第69号の説明が終わりました。

◎議案第70号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第19、議案第70号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第70号につきまして提案理由を説明いたします。

今回の改正につきましては、地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関連し、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、当条例の一部を改正したく提案するものです。

内容としましては、町営住宅の入居者が認知症や知的障害者などで本人から収入申告等が困難と認められる場合、収入申告義務を免除し、公営住宅法第34条の調査により把握した収入により家賃を決定できるよう、一部改正するものでございます。

説明につきましては、改正条文を22ページから23ページに記載しておりますが、議案資料集14ページ・15ページの新旧対照表で説明いたしますので、そちらをお開きください。

第14条に「第4項」を追加しております。法第16条第4項に規定する入居者とは認知症や知的

障害者などを指し、本人からの収入申告等が困難な場合、町調査により算出する旨を規定しております。

第15条中「省令」とは公営住宅法施行規則のことであり、平成29年7月26日に一部改正により条番号が繰り上がったため改めるものです。

第25条第3項を「第4号」に繰り下げ、第3項に収入超過者でかつ3年以上の入居者が認知症などにより収入申告等を困難と認められる場合においても町の調査により算出できる旨を規定しております。

以降につきましては、字句の追加並びに条番号の改めなど所定の改正を行うものです。

附則としまして、施行は公布の日からとしております。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第70号の説明が終わりました。

◎議案第71号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第20、議案第71号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第71号について、ご説明いたします。

平成29年10月16日付で株式会社雁の里せんなんから美郷町産地形成促進施設、美郷町農林水産物直売・食材供給施設、美郷町野菜直売施設、美郷町農業振興施設の指定管理を受けたい旨、申請があり、同年11月14日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において候補者として選定したことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、町内各施設の基本的な考え方を示した美郷町公共施設等総合管理計画に基づき、個別に施設管理実施計画を今後策定する予定であり、この計画時期にあわせ、平成32年3月31日までとするものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第71号の説明が終わりました。

◎議案第72号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第21、議案第72号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第72号について、ご説明いたします。

平成29年10月16日付で六郷まちづくり株式会社から美郷町手づくり工房湧子ちゃんの指定管理を受けたい旨、申請があり、同年11月14日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において候補者として選定したことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、町内各施設の基本的な考え方を示した美郷町公共施設等総合管理計画に基づき、個別に施設管理実施計画を今後策定する予定であり、この計画時期にあわせ、平成32年3月31日までとするものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第72号の説明が終わりました。

◎議案第73号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第22、議案第73号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 議案第73号について、ご説明いたします。

平成29年10月16日付で六郷まちづくり株式会社から美郷町ニテコ名水庵の指定管理を受けたい旨、申請があり、同年11月14日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において候補者として選定したことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、町内各施設の基本的な考え方を示した美郷町公共施設等総合管理計画に基づき、個別の施設管理実施計画を今後策定する予定であり、この計画時期にあわせ、平成32年3月31日までとするものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第73号の説明が終わりました。

◎議案第74号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第23、議案第74号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（高橋 穰君） 議案第74号について、ご説明いたします。

平成29年10月30日付で美郷町あったか山直売所運営協議会より美郷町あったか山直売所の指定管理を受けたい旨、申請があり、同年11月14日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において候補者として選定したことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、町内各施設の基本的な考え方を示した美郷町公共施設等総合管理計画に基づき、個別に施設管理実施計画を今後策定する予定であり、この計画時期にあわせ、平成32年3月31日までとするものでございます。

以上で、議案の説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第74号の説明が終わりました。

◎議案第75号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第24、議案第75号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋一久君） 議案第75号について、ご説明いたします。

平成29年11月2日付で美郷温泉振興株式会社より美郷町宿泊交流館の指定管理を受けたい旨の申請があり、同年11月14日に開催された美郷町指定管理者選定委員会において候補者として選定したことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

なお、指定管理期間につきましては、美郷町公共施設等総合管理計画に基づき、個別に施設管理実施計画を今後策定する予定でございまして、この計画時期にあわせ、平成32年3月31日までとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第75号の説明が終わりました。

議案説明途中ですけれども、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時02分）

（午前11時10分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第76号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第25、議案第76号 平成29年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（本間和彦君） 議案第76号について、ご説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額に1億475万7,000円を追加する件と、地方債の補正2件でございます。

初めに、40ページ、第2表地方債補正をご説明いたします。

地方債の変更でございますが、合併特例債につきましては650万円を、過疎対策事業債につきましては2,760万円を、それぞれの限度額を増額するものでございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。

○税務課長（齊藤敦子君） 44ページ・45ページをお願いいたします。

1款1項1目個人の町民税でございます。当初は農業所得を平成28年度より20%程度増額、給与所得は平成28年度並みと見込んで予算を計上しておりましたが、その見込みを上回り、増収が見込めることとなったため増額補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、9款1項1目地方交付税でございますが、今回の補正財源として普通交付税を充当するものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 12款2項2目2節清掃手数料でございますが、28年度決算におきまして未収金となっているごみ袋代金、平成21年度分1件について滞納繰越分として計上するも

のでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 13款1項1目の1節社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金ですが、一般会計から法定負担分としまして国民健康保険特別会計に繰り出す金額として低所得者の保険税軽減分相当額が確定しましたので、国庫負担分として多く計上した分を減額します。

2節の障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設給付費負担金ですが、障害者総合支援法による障害福祉サービスに給付の増が見込まれるため国庫負担分としてかかる費用の2分の1分を計上しております。内容は後段で説明いたします。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3項2目2節国民年金事務費委託金でございますが、国民年金の届け出書類等について、電子送信するためのシステム改修への国からの委託金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の46・47ページをごらんください。

14款1項1目の1節の社会福祉費負担金の保険基盤安定負担金ですが、国負担分と同様一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出す法定負担分について県が負担すべき額が確定しましたので多く計上した分を減額いたします。

2節の障害者福祉費負担金ですが、障害者自立支援給付費負担金、障害児施設給付費負担金、いずれも国同様の障害福祉サービスに係る県負担分4分の1分を計上しております。

○農政課長（高橋 稔君） 2項4目農林水産業費県補助金2節農業振興費補助金の園芸拠点整備事業費補助金ですが、大仙仙北美郷の合同協議会である仙北地域種なしブドウ産地協議会が事業実施主体であるネットワーク型園芸拠点整備事業の中で本町の農事組合法人が取り組んでいるシャインマスカット栽培に関して県の補助金の追加配分により灌水システムを前倒して整備したい旨要望がございます。この税抜き事業費に対する2分の1を補助金として受け入れるため増額するものでございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次に、6目1節読書活動推進パートナー事業費補助金でございますが、詳細については歳出でご説明いたしますが、県単の企業版ふるさと納税活用事業で職場などで読書環境の向上に取り組む読書活動推進パートナーを支援する市町村に対する定額の補助金でございます。

○教育次長兼教育推進課長（西鳥羽 裕君） 6目3節ウインタースポーツ奨励事業補助金でございますが、スキー事業の推進に係る県の事業の採択を町内3つの小学校が受けたことによる補助金でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく、3項1目の統計調査費委託金でございますが、住宅土地統計調査委託金の額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、48ページ・49ページをお願いいたします。

16款1項2目のふるさと美郷応援寄附金でございますが、11月末日現在におきまして160件819万2,000円の寄附をいただいております。昨年度同期との比較で件数で76件、金額で382万7,000円の増といった状況でございます、こうした状況を踏まえての増額補正でございます。

続きまして、17款繰入金でございます。公共施設整備基金につきまして繰り入れを行わないとするものでございます。これはハード事業の財源となります合併特例債や過疎対策事業債に関する県との充当協議及び今年度の財政見通しを踏まえてのものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 19款5項6目1節行政代執行費徴収金は平成25年度分危険空き家解体に係る費用が平成28年度決算において未収となっており、計上するものでございます。

なお、行政代執行に係る経費の徴収につきましては、国税に準ずることとなっており、この未収金については現在滞納処分の実行を停止してございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、20款町債でございます。今回の内容は町事業の動向や県との充当協議の状況等を踏まえ、現計予算を調整するものでございます。

主なものといたしましては、2目の民生債及び6目の消防債におきまして1億6,000万円余りの増減を計上してございます。これは大曲仙北広域市町村圏組合及び社会福祉法人水交会のそれぞれの実施事業への負担金及び補助金の額の変更によるものでございます。

事業は消防本部大曲消防署新庁舎建設事業及びかわ舟の里角間川改築事業でございます。両事業ともに事業費規模も大きく、複数年度にわたる事業でございますし、期間が重複する計画でございます。町は昨年12月に事業期間における単年度当たりの負担の平準化を図る旨の協定を大仙市及び仙北市と締結してございます。

こうした状況におきまして、かわ舟の里角間川改築事業につきまして、今年度に入り、当初予定しておりました国庫補助事業が不採択となりました。これを受け、工法や事業スケジュール等を見直した事などにより、今年度実施分の事業費が下がり、消防庁舎事業との配分を調整した事によるものでございます。

その他の町債につきましては、乗合タクシー運行事業、起業者等総合支援事業及びラベンダー園の客土土壌改良事業等の実績見込みなどによる補正でございます。

歳入は、以上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次に歳出ですが、初めに各款項目の3節、4節の人件費について一括して説明いたします。

今回の人件費の補正は、議案第65号から第68号までの議会議員、特別職の期末手当改定及び職

員の給与改定による増額並びに職員手当等の支給対象者の変動による調整が主なものでございます。一般会計全体で211万1,000円の増額です。人件費の概要につきましては、68ページからの給与費明細書に記載してございますので、ごらん願います。

まず、特別職ですが、内訳として3節の期末手当が34万9,000円の増額となっております。69ページの一般職ですが、3節の職員手当が173万2,000円、4節の共済費が3万円、それぞれ増額となっております。人件費の概要は以上でございますので、以降の款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について順次説明してまいります。52ページ・53ページをお願いします。

1款1項1目議会費の13節委託料ですが、議長室に掲示する議長の肖像写真の作成の委託に関する経費でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きます、2款1項2目の行政推進費でございますが、19節に山形新幹線大曲延伸推進協議会及び山形新幹線延伸期成同盟会のそれぞれの負担金の減額を計上してございます。これは昨年9月の秋田県奥羽羽越新幹線整備促進期成同盟会の設立を受け、今年度に入り2つの会が発展的に解散したことによるものでございます。両会ともに解散までの事業実施に係る財源を前年度からの繰越金で賄ったため、今年度の負担は不要となったものでございます。

同じく、美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金でございますが、10月末現在の乗合タクシーの利用者数が昨年度同期との比較で13.5%の増加となっております。予算に不足が見込まれますので増額を計上するものでございます。

また、生活バス路線等維持費補助金でございますが、先日22日付で羽後交通株式会社より今年度の補助申請がありましたので、当初予算額との差額を計上するものでございます。

続きます、6目企画費でございますが、歳入におきましてふるさと美郷応援寄附金が当初予算編成時の想定より伸びている旨の説明をさせていただきましたが、これに伴い返礼品予算の増額を計上するものでございます。

同じく7目の電子計算費でございますが、秋田県電子自治体共同運営協議会への電子申請システムの初期構築費用として、また秋田県町村電算システム共同事業組合への個人住民税システム等の改修費用としてそれぞれ増額を計上するものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 9目防犯対策費11節需用費でございますが、防犯灯の修繕料に不足が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君）　続きます、11目地方創生事業費19節の起業者総合支援事業補助金ですが、美容院の開業を計画している方から補助金の申請があり、補正をお願いするものでございます。

○税務課長（齊藤敦子君）　次の54ページ・55ページ上段をごらん願います。

2項2目13節電算保守委託料でございますが、電子申告における電子送信時のエラー調査支援のための委託料を計上しております。

○企画財政課長（本間和彦君）　同じく、5項1目の基幹統計費でございますが、歳入の統計調査委託金の額の確定に伴い調査経費の額を調整するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君）　3款1項2目の障害者福祉費の19節負担金補助及び交付金の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金ですが、平成30年4月施行の障害者総合支援法に係る制度改正に伴いましてシステムを改修する必要が生じたため、必要な負担金を計上しております。

次の社会福祉法人補助金ですが、先ほど歳入の中で民生債、障害者福祉施設整備事業債の減額として触れていただきましたが、社会福祉法人水交会が建設するかわ舟の里角間川の改築に伴いまして本年度予定しておりました事業の精査見直しにより本体工事の着工を1年おくらせることとなりましたので、本年度分を残しまして不用額を減額いたします。

20節の扶助費ですが、障害児通所支援給付費としまして当初に放課後デイサービスなど6人の利用を想定して予算計上しておりましたが、現在10人の児童生徒が利用していることから今後の予算不足が見込まれるため、必要額を計上いたしました。

同じく介護給付訓練等給付費ですが、当初において施設等のサービスを利用している方、184名程度と想定して予算計上しましたが、今年度に入り新規で12名、支援規模の上昇によりサービスの単価が上がった方が14人ほどおまして、予算に不足を来す見込みとなりましたので、必要見込み額を計上いたしました。

次の56・57ページをごらんください。上段の育成医療給付費ですが、心臓の手術をしたお子様から相談があり、現予算では不足が生じると予測されるため、必要額を計上いたしました。

次の21節貸付金の障害者住宅整備貸付金ですが、障害者手帳1級を持つ方から風呂、トイレ、手すりなどの改修のため借り入れの相談がありましたので、必要額を計上いたしました。

4目の28節繰出金ですが、歳入でも説明しましたが、低所得者の保険税軽減分相当額として一般会計から法定負担分として特別会計に繰り出す額が確定しましたので、多かった分を減額いたします。

○教育総務課長（煙山光成君）　2項3目児童福祉施設費7節賃金でございますが、こども園3園

の臨時保育スタッフのうち保育教諭にかえて保育補助員で対応している分の予算を組み替えるものでございます。

4 目子育て支援費 7 節賃金でございますが、児童福祉施設費と同様保育補助員で対応している分の組み替えでございます。

23 節償還金利子及び割引料でございますが、子ども・子育て支援交付金及び補助金の平成25年度から平成27年度分について、過払いがあると会計検査院より指摘を受けました。過払いとされたのは一時預かり事業に関するものでしたので、この目に計上したところでございます。

内訳を申し上げます。平成25年度は補助率が国 2 分の 1 で国への返還金が360万6,000円。平成26年度は補助率が国 3 分の 1、県 3 分の 1 で、国及び県への返還金がそれぞれ243万4,000円。平成27年度も補助率が国 3 分の 1、県 3 分の 1 で、国及び県への返還金がそれぞれ243万1,000円でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 58・59ページをお開きください。

3 項 1 目国民年金事務費19節負担金補助及び交付金は歳入でもご説明いたしましたが、全額国費対応で国民年金の届け出等の情報について電子送信するためのシステム改修費を町村電算システム共同事業組合に対し、負担するものでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の23節償還金利子及び割引料の返還金ですが、平成28年度分の乳幼児全戸訪問事業及び未熟児養育医療費の国庫負担及び補助金につきまして平成28年度分が確定しましたので、既に概算で頂戴しました補助金を精算しまして多くいただいた分を返還したく計上しております。

○建設課長（木村英彰君） 同じく 3 項 1 目水道費28節繰出金でございますが、今年度より公営企業会計となりました水道事業会計におきまして、当初収益として計上しておりました長期前受金戻し入れ額について、その取り扱いについて秋田県より指導があり、現状のままでは約5,700万円の赤字となることが判明したものです。これを回避するため、一般会計から繰出金をお願いするものでございます。

詳細につきましては、水道事業会計補正予算において改めて説明いたします。

○農政課長（高橋 稔君） 6 款 1 項 2 目農業総務費11節需用費の修繕料ですが、アメシロ等病害虫駆除のため自治会などへの貸し出し用車両積載型動力噴霧器を 2 台所有しておりますが、ふぐあいがあり整備したく増額をお願いするものでございます。

次に 3 目農業振興費11節需用費の修繕料ですが、熊捕獲用おり 7 基のうち 2 基が捕獲した熊により破損してしまい、オフシーズン中に修繕補強したく予算の追加をお願いするものでございま

す。

次の60ページ・61ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の園芸拠点整備事業費補助金は歳入でもご説明いたしましたが、本町の農事組合法人が取り組むシャインマスカットの栽培に必要な灌水システム整備の要望があり、その税抜き事業費の2分の1の県補助金に町で4分の1を嵩上げてして協調助成したく、増額をお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きますして、6目農業振興施設管理費ですが、ニテコ名水庵の空調室外機の稼働時間が約4万時間となり、保守点検について補正をお願いするものでございます。

続きますして、7款商工費1項商工費3目観光費につきましては、財源を補正するものでございます。

○建設課長（木村英彰君） 続きますして、8款2項2目道路維持費につきましては、財源を補正するものでございます。

同じく3目道路新設改良費ですが、町管理の橋梁につきまして29年度に定期点検を実施したところ、下部工付近の洗掘が進行し、非常に危険と判断された金沢東根字川原田地帯にある赤川4号橋について、現在通行どめとしております。この橋は農繁期に特に利用される橋であり、29年度中に改修する必要があると判断し、かかる工事費を計上したものでございます。

3項1目河川総務費ですが、7月並びに8月の豪雨により被災した町管理の河川、黒沢地区にある大台川、同じく小増沢川、千屋地区にある菩提沢川について応急補修をしておりましたが、川底や護岸の浸食が進んでおり、拡大を防ぐための補修工事を行いたく3カ所の工事費を計上したものでございます。

続きますして、62ページ・63ページをお開きください。

6項1目住宅管理費の11節需用費ですが、公営住宅における水道管の漏水修理や電気温水器等機器の老朽化による修繕料が不足したため計上したものでございます。

同じく19節住宅リフォーム補助金につきましては、当初75件の申請を予定しておりましたが、9月以降の申し込み数が多く申請されており、37件分を追加計上したものでございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 9款1項消防費1目常備消防費19節負担金補助及び交付金でございますが、55ページ民生費でご説明をいたしましたが、かわ舟の里角間川の事業計画の変更に伴い、減額分を消防費負担金に組み替えるものでございます。

○教育次長兼教育推進課長（西鳥羽 裕君） 10款2項2目19節ウインタースポーツ奨励事業補助

金でございますが、歳入でご説明申し上げましたスキー事業の推進に係る県の事業の採択を受けたことによる補助金の補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次のページをお願いいたします。4項2目18節図書購入費でございますが、歳入でもご説明いたしましたとおり読書活動推進パートナー事業の活用でございますが、秋田県と町内企業の株式会社山田フーズ及び町が調整して美郷町立図書館に食育と食に関する本及び当該事業にて県が指定する本の購入に要する費用を計上したものでございます。

4目は財源組み替えによるもので、次の5項1目19節魁星旗フットサル大会補助金でございますが、昨年に引き続き来月の1月20日より2週にわたり美郷総合体育館リリオスほか4会場であきた魁新報社と秋田県サッカー協会の主催で行われることとなり、少年サッカーの活動を広めるとともに冬季間の競技力向上に資することを目的としており、その大会を支援するため補助金を交付するものでございます。

ちなみに、昨年は84チームが参加し、今回は120チーム程度を見込んでございます。

説明は、以上です。

○教育総務課長（煙山光成君） 続きまして、3目学校給食費でございますが、11節修繕料は南北両学校給食センターの修繕料に不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

18節備品購入費でございますが、北学校給食センターで給食搬送のために使用しております食缶の外部樹脂部分に経年劣化と見られる亀裂が発生しており、少しずつ広がっていることから更新したく31個分の予算を計上してございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、66ページ・67ページをお願いいたします。

13款1項1目ふるさと美郷子ども育成基金積立金でございますが、歳入の増額計上にあわせ、積立金を増額するものでございます。

続きまして、14款予備費でございます。11月末現在における予備費充用の実績は31件1,442万1,000円となっております。今後の災害対応や町有施設の維持管理運営等に支障を来すことのないよう増額を計上するものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第76号の説明が終わりました。

◎議案第77号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第26、議案第77号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） それでは、議案第77号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

今回の補正は低所得者に係る軽減額等一般会計からの法定分として繰り入れする額が確定したこと、及び6月以降の高額療養費に伸びが見られることから予算を調整したく、歳入歳出から1,468万9,000円を減額するものでございます。

内容を説明しますので、78・79ページをごらんください。歳入でございます。

9款1項1目の一般会計繰入金ですが、国保において当初賦課後に法定分として一般会計から繰り入れする金額を確定することとなっております。よって、低所得者に係る軽減額が見込みより少なくなりましたので、当初において多く計上していた分を減額します。

次の80ページ・81ページをごらんください。歳出となります。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費ですが、財源の組み替えでございます。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費ですが、本年度前期において一般の療養給付費の支払いは、ほぼ前年度と同様の状態でしたが、C型肝炎治療薬、心臓病の手術、がん治療などにより1件当たり100万円を超す患者さんなど、重症化によるところの高額療養費が伸びている状況から予算に不足が見込まれるため補正をお願いしました。

3款1項1目後期高齢者支援金及び6款1項1目介護納付金については、財源の組み替えでございます。

次の82・83ページをお開きください。

11款1項3目償還金の23節償還金利子及び割引料の上段、76万2,000円は平成28年度分の特定健康診査等に係る国・県の負担分が確定しましたので、既に概算で頂戴していた金額を精算し、返還するため計上いたしました。

次の療養給付費等負担金、その下の交付金については、額が確定した結果、返還のため当初計上していた予算が不要になりましたので、減額いたします。

予算の不足分については、次の12款1項予備費にて充当することとしております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第77号の説明が終わりました。

◎議案第78号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第27、議案第78号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第78号につきまして、説明いたします。

今回の補正の内容でございますが、人件費の増並びに施設管理費を組み替えるものでございます。

歳入につきましては、変更ありません。

90ページ・91ページをごらんください。歳出。

1款1項1目一般管理費につきまして、職員の標準報酬月額改定により共済組合負担金の増を計上したものでございます。

続きまして、1款2項1目施設管理費につきまして説明いたします。

13節委託料ですが、7月から8月の記録的大雨により冠水した道路や宅内ます等から雨水が流入し、想定外の不明水が発生し、処理槽が満水になる期間が早くなったため、その処理委託料を計上したものでございます。

15節工事請負費につきましては、当初計画していた後三年処理場の機器更新につきまして平成31年度に機能強化事業による大幅な施設機器更新の計画が策定されたことを受け、更新を見送り修繕にとどめることによる不用額を減額したものでございます。

18節備品購入費につきまして、水道メーター購入における請負差額を減額したものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第78号の説明が終わりました。

◎議案第79号の上程、説明

○議長（澁谷俊二君） 日程第28、議案第79号 平成29年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（澁谷俊二君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） 議案第79号につきまして、説明いたします。

主なものとしまして、水道事業会計に計上している長期前受金戻入額につきまして秋田県より取り扱いに関する指導があり、減額する必要があることから3条予算の収支不足額5,707万6,000円を一般会計から繰り入れるため計上するものでございます。

100ページ・101ページをお開きください。収益的収入及び支出でございますが、収入の部、初めに1款2項4目の説明をさせていただきます。

長期前受金戻入額ですが、1億1,374万6,000円の減額としております。これにつきましては、元金償還のために繰り入れした出資金について、地方公営企業法施行規則第21条第3項に基づき収益的収入及び支出予算の長期前受金戻入額に計上しておりましたが、秋田県より同規定は適用されないとの指導があり、減額する必要が生じました。このため、資本的収入及び支出予算に繰り入れるとしていた出資金のうち4,797万8,000円を収益的収入及び支出予算の他会計補助金に組み替え、これに一般会計からの繰入金5,707万6,000円を加えた1億505万4,000円を計上するものでございます。

1款1項5目雑収益ですが、消費税及び地方消費税還付加算金の確定により計上するものでございます。

続いて、支出の部。1款1項2目配水及び給水費の手数料につきまして、量水器、いわゆるメーターですが、これの交換手数料が当初見込みより40件ほど増えたことにより増額計上しております。

同じく、2目総係費の燃料費につきましては、水道車の燃料費の増額計上、委託料につきましては積雪のためメーター検針できなくなったことによる委託料の減額を計上、負担金につきましては日本水道協会の特別負担金額の確定による減額を計上したものでございます。

続きまして、102ページ・103ページをお開きください。

資本的収入及び支出、1款3項1目一般会計出資金を4,797万8,000円を減額し、先ほど説明いたしました収益的収入及び支出第1款2項4目の他会計補助金の一部として組み替えるものでございます。

続きまして、93ページにお戻り願います。

中段、第3条にあります金額の改めにつきましては、ただいま説明しました予算の補正に伴う金額の補正であります。第3条の2にあります金額の改めにつきましては、本年9月末の消費税申告により未収金及び未払い金額が確定したことによる金額の補正であります。

94ページをお開きください。

第4条につきましては、一般会計からの繰入金の増額による金額の補正であります。

第5条につきましては、損益勘定留保資金にて賄えることになったため利益剰余金の処分をする必要がなくなったことから減額するものであります。

説明は、以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、議案第79号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

12月13日午前10時、本会議を再開します。

大変ご苦労さまでした。

(午前11時52分)